## 島原市公式フェイスブックページに関する運用規程

平成26年6月 島原市政策企画課

(目的)

1 フェイスブックが持つ拡散性、即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、 市政等に関するさまざまな情報を積極的かつ即時に発信することを目的とする。

(適用)

2 この運用規程は、「島原市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、市職員が職務の一環として、情報発信する際に適用する。

(ページ・アカウント登録)

- 3 政策企画課にフェイスブック総括担当者を置き、当該総括担当者がフェイスブックページへの権限の付与及び総括的な事務にあたる。
- 4 フェイスブックページに投稿する際は、Facebook 利用規約「4.登録とアカウントのセキュリティ」の規定により個人所有のフェイスブックアカウントを使用する。

#### <Facebook 利用規約> 抜粋

掲載 URL: https://www.facebook.com/legal/terms

- 1. Facebook で虚偽の個人情報を提供したり、許可を得ることなく自分以外の人のアカウントを作成することはできません。
- 2.個人用アカウントを複数作成することは認められません。
- 8.パスワード(開発者の場合はシークレットキー)を共有したり、他の人にアカウントへのアクセスを許可したり、その他、アカウントのセキュリティを脅かす 恐れのある行為を行わないものとします。
- 9.あらかじめ弊社から書面による許可を得ることなく、自分のアカウント(管理人となっている Facebook ページやアプリケーションを含む)を他の人に譲渡することはできません。
- ※上記の規定によって、投稿のために組織名でフェイスブックアカウントを作成し、 部署内でアカウントを共有することは規約違反となる。

(情報発信)

5 各所属は、所属長が指名したフェイスブック推進員を中心に情報を発信する。情報 発信を行う場合は、所属長の判断と責任により発信する。

(ユーザー名、パスワードの管理)

6 パスワードは部外者に開示してはならない。また、他人のフェイスブックアカウントを利用して発信してはならない。

### (意思決定)

- 7 発信する情報については、原則として所属長の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものはフェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、予め所属長が必要と 認める事項につき、所属職員の判断により直接情報を発信できるものとする。
- (1) 既に一般に周知されている事項について、再度、正しい情報として発信する場合
- (2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合
- (3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

# (返信等について)

- 8 原則として、市のフェイスブックページからは返信しない。 ダイレクトメッセージについても、原則として対応しない。 市民等からの市政全般に対する質問や意見、慎重な判断を要する事項については、 フェイスブックページでの即答は行わず、市ホームページに掲載している記事等へ誘 導する。
- 9 フェイスブックページ「島原市」として、他の記事へのコメント、「いいね!」は行わない。

#### (表記について)

- 10 情報を身近に感じてもらうために、専門用語を多用せず、利用者の立場に立って、 平易な言葉で丁寧に伝えることとする。
- 11 政策企画課は、ガイドライン及びこの運用規程をホームページ上に掲載する。

# (なりすましへの対応)

12 政策企画課及び各所属は、なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

### (遵守事項)

13 法令及びガイドライン、この運用規程を遵守すること。

#### (登録の解除等)

14 政策企画課長は法令及びガイドライン、この運用規程に照らし、重大な利用違反 や不正利用等が判明した場合は、フェイスブックページを削除する。

## (協議事項)

15 この規程に定めていないことについては、政策企画課と情報を発信する所属とが協議して定めるものとする。